**平成２３年（フ）第３５３号**
広島県大竹市黒川３丁目13番12号
破産者　相川　　昇
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７２３号**
広島市東区福田１丁目633番地、申立時の住所広島市東区福田８丁目50番15号
破産者　山下　孝久
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４６７号**
熊本県菊池郡菊陽町大字原水886番地15
破産者　山内　貴司
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第６９４号**
熊本市帯山６丁目７番130号
破産者　原口　耕作
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２８号**
北海道斜里郡清里町羽衣町58番地
破産者　三上　竹子
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２３年（フ）第１１６号**
宮城県角田市花島字里前223番地
破産者　菊地めぐみ
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２３年（フ）第２８２号**
神奈川県厚木市水引２丁目４番11号
破産者　平野　公一
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７６６号**
神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ―206号
破産者　福滿　史人
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１７６号**
新潟県新発田市月岡温泉1102番地45
破産者　鈴木　剛夫
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第１９０号**
岐阜県大垣市桧町847番地２　サンシティ静里Ａ103
破産者　加藤　次郎
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３０５号**
滋賀県野洲市近江富士５丁目24番17号
破産者　山中防水こと　山中　　功
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１５８号**
山口県下関市大和町１丁目７番18号、前住所山口県下関市長府三島町９番11号
破産者　田所　稔徳
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１４９号**
愛媛県今治市常盤町３丁目３番地２
破産者　仲西　　輝
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２３年（フ）第１３３号**
岡山県新見市哲多町田淵2078番地、申立時の住所長崎県長崎市新小が倉２丁目５番22号松尾ハイツ101
破産者　伊藤　貴文
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３１号**
長崎県長崎市樫山町2891番地２
破産者　濱﨑　良二
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１０号**
長崎県長崎市脇岬町3320番地６、旧住所長崎県長崎市新大工町５番１―1302号
破産者　小宮　　亮
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２８号**
大分市寺崎町１丁目８番１号三和コーポ８―403、開始決定時の住所大分市横田２丁目６番47号
破産者　溝邉　　隆
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第３５５号**
大分県津久見市大字上青江1303番地
破産者　森下　直弘
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１５号**
宮崎県串間市大字西方3639番地１
破産者　田中千代子
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係